

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット
代 表 者 名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電 話 番 号 03-3847-0410

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 5 月 31 日(木)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 120,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,568 円
(4) 処 分 総 額	188,160,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の詳細を決議いたしました。（本制度の概要につきましては、本日付「管理職層に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社及び当社グループ会社の管理職である従業員（以下「管理職層」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分）であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 24,050,000 株に対し 0.50%（平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 217,336 個に対する割合 0.55%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となります。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	管理職層のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員から選定
信託契約日	平成30年5月31日（予定）
信託設定日	平成30年5月31日（予定）
信託の期間	平成30年5月31日（予定）から信託が終了するまで
議決権行使の方針	当社の従業員より選定された信託管理人からの指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,568円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,568円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,533円（円未満切捨）に対して102.28%（プレミアム率2.28%）を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,588円（円未満切捨）に対して98.74%（ディスカウント率1.26%）を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,818円（円未満切捨）に対して86.25%（ディスカウント率13.75%）を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上